

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成25年10月11日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 奥山委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 25 年 10 月 11 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
平成 25 年度実施 教員採用候補者選考試験最終結果発表について ほか
- 3 審議案件
教委第 30 号議案 児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の
一部改正について
教委第 31 号議案 横浜市立中学校夜間学級について
教委第 32 号議案 教育委員会事務局職員の人事について
教委第 33 号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それでは、ただいまから横浜市教育委員会定例会を開催いたします。
初めに、本日は、報道機関から撮影許可と録音の申出がなされております。撮影については会議開始前のみ撮影を認めることとし、録音については認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、会議開始前のみ撮影を認め、録音は認めることとします。報道機関の方は撮影をお願いいたします。
よろしいでしょうか。それでは会議を始めます。
初めに、会議録の承認ですが、前回9月27日の臨時会の会議録は準備中のため、次回以降に承認することといたします。
次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- 10/3 決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）
- 10/4 決算第一特別委員会（局別審査）

それでは報告させていただきます。

まず、市会の関係です。10月3日に、決算第一・決算第二特別委員会の連合審査がございました。教育委員会関係の質問数は20問、高校生の海外留学支援、児童支援専任教諭制度、中学校の昼食などのご質問をいただきました。

10月4日は、決算第一特別委員会にて、教育委員会事務局の局別審査をいただきました。質問数は123問になりました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 10/5 高円宮杯全日本中学校英語弁論大会 都道府県大会
- 10/6 昭和村「友好交流協定」締結式

次に、教育委員会関係です。主な会議等ですけれども、10月5日に、高円宮杯全日本中学校英語弁論大会の神奈川県大会が西公会堂にて行われまして、私がお挨拶をさせていただきました。神奈川県代表の5名が関東地区大会に進出いたしますけれども、横浜市立中学校からは3名の生徒が進出することになりました。

10月6日に、昭和村との「友好交流協定」の締結式が昭和村にて行われまして、横浜市長、横浜市会議長が締結式に臨みまして、私も立会いをさせていただきました。そのときに横浜市の少年自然の家赤城林間学園を視察してまいりました。

(2) 報告事項

○平成 25 年度実施 教員採用候補者選考試験最終結果発表について

○平成 25 年度横浜市立高等学校第三者評価書について

次に、報告事項ですけれども、平成 25 年度実施の教員採用候補者選考試験の最終結果発表につきまして、後ほど所管課から説明をさせていただきます。

また、平成 25 年度横浜市立高等学校第三者評価書につきまして、評価をいただきましたので後ほど所管課から説明をさせていただきます。

以上、報告です。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。

私から一ついいですか。この中学校英語弁論大会の都道府県大会、神奈川県代表として市立中学 3 名ということですが、何分ぐらい英語のスピーチをして、どのような内容の話をしたのですか。

岡田教育長

1 人 5 分程度です。

今田委員長

テーマはどのようなものだったのですか。

岡田教育長

テーマは、それぞれ感じる思いをということで、世の中に対する思いということもありますし、自分のボランティア活動だったり、なるべく国際的な見地のものをスピーチするということになっていまして、なかなか力作だったと思います。

今田委員長

その発音とかイントネーションとか、そういうのも良かったのですか。

岡田教育長

はい。審査員は、英語教育のプロの方で構成され、ネイティブの方もおりました。

今田委員長

ネイティブの方もおられるんですか。

岡田教育長

はい。

今田委員長

なるほど、そうですか。分かりました。どうもすみませんでした。

それでは、別途、所管課から説明とありました「平成 25 年度実施の教員採用候補者選考試験最終結果発表について」、ご説明をお願いします。

伊藤教職員人事部長

おはようございます。教職員人事部長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元にお配りさせていただきました平成 25 年度実施教員採用候補者選考試験最終結果発表について、ご報告申し上げます。

小田教職員人事課長

教職員人事課長の小田でございます。ご報告をさせていただきます。

本年度の教員採用試験につきましては、一次試験を 7 月 14 日に開催いたしまして、二次試験を 8 月の中旬から 9 月の中旬にかけて実施してまいりました。その結果が出ましたのでご報告をさせていただきます。

概要のところにも書いてありますけれども、本年度の合格者は、昨年度の1,055人に比べて138人増の1,193人でございます。合格者数の増に伴いまして、最終的な倍率は4.2倍となりました。合格者数でございますが、それぞれの校種ごとに、小学校では738名、中学校・高等学校で323名、特別支援学校で82名、養護教諭で48名、また、高等学校商業科目で2名ということで、合わせて1,193名でございます。

最終的な倍率は、小学校で3.2倍、中学校・高等学校で6.5倍、特別支援学校で2.6倍、養護教諭で4.9倍、高等学校商業科目で5.5倍、全校種を合わせて平均で4.2倍という形になりました。これは一番低かった平成20年度に比べますと、上がってきているところでございます。平成20年度は全体で3.3倍ございましたので、それに比べて大分上がってきたなという印象でございます。

試験実施の状況でございます。

詳しくはこの表を見ていただければと思いますが、私どもが力を入れておりました理数系についてご覧ください。中学校・高等学校の数学と理科のところ、受験者数が数学は313名、理科は256名となっておりますが、昨年と比べて数学が16名の増、理科が24名の増という形になってございます。他都市も理数系の募集を強化している中で横浜市も少し増になりましたので、取組の成果が出てきたのかなと思っています。

最終の合格者数、小学校で738名、中学校で合計が323名、合計でその他の校種も合わせまして1,193名となっておりますが、小学校の738名の内訳としましては、男性が34.4%、女性が65.6%でございました。反対に中学校では、男性が56.3%、女性が43.7%でございます。

また、私どもは九州会場で試験を行ってございますが、今年で3回目になりましたけれども、九州会場の受験者が増えてございます。合格者数で申しますと、小学校が126名、中学校が8名の合計で134名でございます。小学校の区分で申しますと、全体の合格者の17%を占めるというような状況でございます。

簡単ではございますけれども、教員採用試験の最終結果発表ということでご報告させていただきました。よろしくお願いたします。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。何かご質問等ございましたらどうぞ。

小田教職員人事課長

すみません。申し忘れました。この合格発表でございますが、本日午後に教育委員会のホームページに合格者の受験番号を公表いたします。また、合わせて郵送で結果を通知いたしますので、よろしくお願したいと思っております。

今田委員長

ご質問がありましたらどうぞ。

坂本委員

数についてはここにデータがありますのでよく分かりましたけれど、大事なことは数もさることながら、やはり質だと思います。それで、今までの議論で伺っていますと、学校の先生の質と言ってはおかしいかもしれませんが、悩みはその中だるみといいましょうか、若い人とシニアが多くて、つまり中堅層がいなくて、なかなかオンザジョブトレーニングが進まないといった部分があると思います。若い人が多いのは、また活気があっていいということもあるんですけど、そういう意識が非常にあると思います。募集のときに少しでも是正しようという努力をしたか、その成果が実ったのか、実らなかったのか。たった1年ですから、そんなにならっとは変わりませんでしょし、平均値を上げるまでに行くかどうかは別として限界的な数字しか変わらないでしょうが、その辺りの感

触を教えてください。

それからもう一つは、やっぱり中学校で女性の先生が難しいということ、これはいつもなぜ難しいかということは議論になっていますが、今回 43%ということで、これは全体の流れから見てどう評価すべきか、それから同じように中学生の女性の先生の募集を何とか増やすべく努力をどういう形でしたのか。やはり何か政策的な意図を持って募集し、その意図が実現したかどうかというのは、きちんと検証していく必要があると思います。そういう意味でお伺いしたいと思います。

小田教職員人事課長

全部のご質問にお答えできるかどうか分かりませんが、例えば理数系のところで言いますと、大学へ訪問いたしまして、そこで横浜市の採用試験の紹介をする件数も増やしました。また、大学からの推薦ということで、いただく件数を理数のところについては少し増やしました。その結果、合格点の点数が数学においては昨年に比べて少し 0.5 点、理科においても 1.7 点増加したというような結果が出ておりますので、少しずつですけれども、私たちの優秀な人材を集めたいといういろいろな試みが実を結びつつあるのかなと思います。今回、少しいい数字が出ましたので、それを励みにしてまたこれからも様々な取組を進めていきたいなと思っております。

先生からご指摘いただきました中学校の女性教員のところでございますが、今年については先ほど申し上げましたような数字でございます。43.7%ということでございますので、大分半分に近づいてきたなという印象は持っていますけれども、まだまだこれから努力をしていかないといけないなと思います。この辺りは学校訪問などを通じて中学校教諭を志望されている女性の方に、横浜市で是非力を発揮していただきたいというようなことを地道に伝えていくということでやっていければなと思っております。

坂本委員

すみません、ちょっとよろしいですか。

今田委員長

はい、どうぞ。

坂本委員

2点お答えいただきまして、1点目の理数系のことはご説明の中にもありまして、私は本当によかったと敬意を表している次第です。

一方で、私の聞きましたのは、そうではなくて、年齢別に大学に働きかければ働きかけるほど新卒がたくさん来ることになります。だけれど、問題はグラフを書いてみると、中堅の方の人数が少なくなっていて、新卒が多いという部分です。決して悪いことではないのですが、運営上は難しいことになると思います。そうすると、もしやるとすれば大学に働きかけるのもさることながら、中途採用をどういうふうに検討したかとか、そういったところを伺いたかったのです。

それから、女性のことは、今のお話ですと、こういうふうに理解していいですか。なかなか難しいけれど、徐々に徐々に趨勢として上がってきて世の中の需要というか、流れに合うようになっている、成果が上がっていると見ていいわけですね。去年より落ちていることはないのであればそこは納得しました。ありがとうございました。

伊藤教職員人事部長

今、先生がおっしゃられたところですが、中途採用という枠では設けておりませんが、いわゆる臨時的任用職員といった教職経験者や、社会人経験者の枠

を設けてあります。ちなみに、教職経験者の枠ですと、昨年よりも 33 名合格が増えております。

坂本委員

そうですか。

伊藤教職員人事部長

そういう意味で言いますと、年齢は若くても、教職の経験が、新卒よりも長い方をなるべく採用するような形で結果が徐々に出てきているのかなと思っています。

今田委員長

他にありますか。それじゃあ私から 1 つ。

九州会場で 130 名強の人が合格しているということですが、横浜の先生になりたいという、その魅力を高める PR 活動、募集要項で何か横浜らしさの宣伝をしてほしいと思います。中身的に横浜ではこういうことができるというようなことを言うのはなかなか難しいんだろうと思うけれど、何か一言、一味違うなといった、小中一貫教育やサイエンスフロンティア高校の取組もそうだろうし、特徴をやはり募集する中にうまくきっちりインプットして、それで志を持った先生に来てもらうような宣伝資料といった工夫だとか、もちろんしているんだろうと思いますけれども、やっぱりその辺りが大事かなと思います。

笈（きゅう）を負うて九州から出てきて横浜で頑張っている人もたくさんここにもおられるし、そういう意味でいくと、どうやっていいのか、その人が、まあ帰ってもいいんだけど、でもやっぱりここで頑張ってもらおうというそういう部分の、宣伝のところを是非一つ工夫していただきたいなと思います。

どうぞ。

奥山委員

すみません。合格者数のところですけども、募集しているよりも多めに採用という形にはなっていると思うのですが、これは合格をして実際に辞退ということもあるのでしょうか。その辺りについて、昨年の様子と、決定までの間に何をするのかということも含めて教えていただければと思います。

小田教職員人事課長

ご指摘のように、辞退される方もおります。私どものように広く採用をかけておりますと、やはり辞退される方もおまして、去年の数字で言いますと、去年はまた特別に多かったのですが、合格者のうちの 27% だったと思うのですが、その位の方が辞退をされました。

奥山委員

そうしますと、決定してから採用までの間に何かアクションをするということが有効なものとしてあると思います。もしあれば、そういうことも検討していくということも必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

小田教職員人事課長

辞退者を防ぐということだけが目的ではないのですけれども、横浜は新しく来た先生を一生懸命バックアップしますよ、ということで採用前の懇談会等を行っておりまして、その辺りは私どもの対応ぶりを合格者の方にお伝えするような試みはしてございます。

今田委員長

どうぞ。

西川委員

合格者が 1,193 名ということで今、辞退者の話も出たのですが、この合格者に限らず、受ける方の中で横浜を愛する人が多くないと困るわけですね。結果と

して辞退につながってしまう可能性がありますので。神奈川県在住以外の人たちの割合はどれ位ありましたでしょうか。

小田教職員人事課長 今年の合格者で言いますと、全体で 1,193 名の合格者なんですけれども、神奈川県以外の方が 656 名、神奈川県内の方が 537 名でございます。ちなみに、その 537 名の神奈川県内の方のうち、横浜市内在住という方が 459 名でございます。

今田委員長 どうぞ。

間野委員 奥山委員の発言に関連してなんですけれども、辞退率 27%ということは歩留まりが 73%ということですよ。そうすると、1,193 名の 73%を掛けると募集数を大幅に下回ることになるのですが。

小田教職員人事課長 これにつきましては先ほど言いましたように、去年は辞退率が非常に大きかったということで、平均的な数字で、私どもの計算はさせていただいています。

間野委員 去年のものでも最終合格者数に歩留まりを掛けると、募集数を下回っているんですけれども。

小田教職員人事課長 そうですね。ただ、募集数の確保に対してどのレベルまで採用できるかという問題もありますので、そのようなことを考慮して今年は 1,193 名とさせていただいております。

間野委員 つまり、質は落とせない、合格点は下げないでやる、ということですね。

小田教職員人事課長 そうですね。

間野委員 応募者数をさらに増やさないと、常に募集数を下回る状態が続いてしまって慢性的な教員不足が生じることになると思うのですが。

伊藤教職員人事部長 教員の数そのものについては、合格した教員の辞退率も要素の一つなんですけれども、それ以外に学級数の増減というものもありますし、あとは定年は分かるのですが、普通退職などいろいろな要素がございます。今、先生がおっしゃったように、その数をはっきり固めておかないと定員割れを起こしてしまうという可能性がありますので、今年からはその数字についてはいろいろな段階を追って確実なものを積み上げていって、今回はこういう形でさせていただいています。

ただ、辞退そのものは、蓋をあけてみないとなかなか分からないという状況がありますので、それ以外の数字のほうでなるべくおさえられる部分としてはおさえる形でとってはおります。

間野委員 大学入試も同じようなものがありますので、かなり緻密な計算をして、なるべく募集数に合うように工夫しています。是非その辺りを取り組んでいければと思います。

奥山委員 関連してなんですけれども、辞退者の方の理由というか、やはり自分の地元で合格したということもありますでしょうし、県外、県内の方のバランスとか、そういう

ものを分析して、募集数ですとか今後に活かしていかないと、辞退率の動きというのは非常に大きいと思いますので、よろしくご検討いただければと思います。

坂本委員

ちょっとよろしいですか。今の奥山委員と間野委員のご意見、大変大切なことで、私気がつかなかったのですが、募集人員というのは需要を考えて当然計画するわけですね、これだけ必要だと。で、その募集人員に達しないということは需要に満たないと、さっきも間野委員がおっしゃったように。そうすると、これだけ教員の多忙化がいろいろな面で言われている中で、数が必要なものに対して満たないというときには、もちろん、来年きちんと予測して待つということがありますけれど、当面どういう応急措置をとってこの穴を埋められるのですか。

小田教職員人事課長

先ほども申しましたように去年の辞退率は非常に高かったのに対して、今年がそういう辞退率になるかどうかは現在のところまだ分からないんですけれども、私どももこの 1,193 人という数字を出すに当たって、昨年以上に状況を精査して欠員が出ないような形をつくるということで、数字の精査は昨年以上にやらせていただきましたので、そのような努力はしているところでございます。

なお、欠員が出てしまった場合は、臨時的任用職員ということで、もちろん、その方たちはきちんと教員の資格を持っている方なんですけれども、そこで措置をしていくという形をとっております。

坂本委員

今、最後の言葉を聞いてちょっと安心したのですが、例えば去年は、それで措置ができたんですか。

小田教職員人事課長

はい。

坂本委員

そうですか。ちゃんとこういう場合のマニュアルというか、ノウハウがあるんですね。

小田教職員人事課長

はい。

坂本委員

分かりました。それなら安心しました。ありがとうございました。

今田委員長

たくさん聞いていて、もう1つだけ聞いてよろしいですか。なかなか本人は言わないのかも分からないのか、調べようがないのか、辞退する理由、それはプライバシーの問題だから、なかなか分からないのかもしれませんが、傾向的にはどういふものがありますか。違う職種にいくとか、あるいは、故郷に帰るとか、そういうものは大体の感じで何か分かるんですか。

小田教職員人事課長

そうですね。辞退される方の分布などを見ますと、やはり他都市出身の方の辞退率が神奈川県内の辞退率より高い傾向にございますので、そういう意味では地元で幾つか受けている中で、最終的な選択肢としては地元の教員になるということが多いのではないかと考えています。

今田委員長

そうですか。その辺りはいろいろとあると思いますが、分かりました。それでは、どうもありがとうございました。

それでは次に、「平成 25 年度の横浜市立高等学校第三者評価書について」、説明をお願いします。

高橋指導部担当部長

指導部担当部長、高橋でございます。

高橋高校教育課長

高校教育課長、高橋でございます。

高橋指導部担当部長

それでは、ご説明させていただきます。

市立高校の第三者評価書でございますが、平成 21 年度から毎年行っている制度でございます。本年度の第三者評価の結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

この第三者評価結果の報告でございますが、昨年度までは作業量がなかなか膨大で報告書をまとめ切ることで当年度が精いっぱいでした。それを実際に学校現場に生かしていくということが翌年度以降になってしまうというようなご指摘もいただいてまいりました。今年はそれを踏まえまして、私どもの作業と、評価の対象を少し軽減をさせていただきます、その代わりとして今年のこの第三者評価結果を該当となった学校には既に情報を伝え、今年度の学校運営の改善に生かしてもらうというようにまとめたところでございます。

高橋高校教育課長

それでは、具体的にご報告をさせていただきます。

時間も限られておりますので、お手元の資料で要点のみご説明いたします。表紙をおめくりください。

最初のページの一番上に、今部長が申しあげました昨年度からの改善点 3 点を掲載しております。一点目は、書類調査と訪問調査を行ってございましたものを訪問調査だけにして、教育活動と学校運営の改善を迅速に生かせるようにしたこと。二点目は、評価項目を、学校が今年度重点的に取り組んでいる項目に絞って焦点を明確にしたこと。三点目は、評価の観点を明示して、観点ごとの評価を A・B・C と明記したことでございます。

1 ページ目の下には、第三者評価を含めた市立高校と附属中学校の学校評価の流れの全体図をまとめて図示しておりますので、ご覧ください。

ページをおめくりいただきますと、ページ数をふっていないで申しわけございませんが、裏面に 2 といたしまして、訪問調査の高校、調査校の日程が記載されております。先に、(2) のほうでございます。今年度の訪問調査校は桜丘高校、横浜商業高校、戸塚高校で、日程は記載されているとおりでございます。また、先に 3 でございますが、第三者評価者の方々と担当校は、その表のとおりでございます。(1) にお戻りいただきまして、訪問調査の方法につきましては、評価者の方を 3 チームに分けまして訪問調査を実施し、それぞれ 1 校ずつ調査していただきました。学校長等の説明の後ヒアリング等を行い、授業観察等も行った後、最後に講評の時間をいただきました。そのいただいた講評と、後に評価者から送っていただいた評価所見を高校教育課でとりまとめたものが、添付している次の A 3 版及び評価結果(各校詳細資料)でございます。

それでは、内容についてでございます。まず、A 3 版のほうをご覧ください。その A 3 版のものは、添付しております各校の詳細資料の要点を整理したものでございます。3 校ともに一番上の 1 といたしまして、全校で共通しておりますのは、横浜市立高等学校教育振興プログラムの推進状況として、各校の使命達成に

向けた取組についての評価をいただいております。また、2、3の教育活動及び学校経営の状況は、先ほど申し上げたように今年度学校が重点的に取り組んでいる活動及び項目について、第三者評価者から評価をいただいておりますが、今後、これをホームページ等で公表してまいりますとともに、直ちに教育活動等で改善できる点は改善し、また教育委員会として施策に生かせるところは生かしていきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。皆さん、それぞれいろいろとあるかも分かりませんが、とりあえず私のほうから。

戸塚高校だけは、評価にAがなくてBとなっていることについて、総体的に見る全体評価で言っているのかもしれませんが、比較するのが難しい部分があるのかも分かりません。これは他と比べてというか、音楽を含めてこれから新しくいろいろな取組をやっていこうという中で、どんなふうに見ればいいんですか。

高橋高校教育課長

やはり評価基準等はきちんと説明して、客観性を保つようにしておりますが、調査いただいた坂野先生、田中先生は非常に学校評価の面で専門的なところがございますので、そういった面での確なご指摘、もちろん、他の方にも的確にご指摘いただいておりますが、特に戸塚高校につきましては今、委員長もおっしゃるように音楽コースの新設についてご指摘いただいているところがございます。例えば音楽コース等と全体の関わりについてのご指摘であるとか、そういったミッションを明確にすべきだという点とか、それからもう一つ、一番下のほうにありますが、戸塚高校が今、大学進学者が非常に増えている状況にあることについて、でございます。そういったことについてのご指摘等をいただいております。

今田委員長

これだけたくさん人がいると、なかなか言いにくいこともあるかも知れないですが、教職員の授業力育成ということになると、非常に本質的な問題になってきますね。

高橋高校教育課長

そうです、はい。

今田委員長

これはやはり少し頑張ってもらわないといけない部分がありますね。

高橋高校教育課長

はい、そうですね。そのとおりだと思います。

今田委員長

その辺りは担当課として、指導という意味で方面別事務所は小中学校だけなので、高校の場合は関係ないんですよ。

高橋高校教育課長

はい。

今田委員長

そういう意味で行くと、まさしく高校教育課がいろいろとリーダーシップを持ってやっていただかないといけませんね。

高橋高校教育課長	はい、そうですね。授業力向上は、特に戸塚高校のみならず全校の課題でございますので、授業力向上に向けた取組、研修等、今も研究授業を秋にずっと教科別に行っておりますけれども、そういう取組を進めて授業力向上を図ってまいりたいと考えております。
今田委員長	こういうことである程度明らかになることが、この評価のもともとの意味としてはあるんでしょう。それをまたプラスに作用させていくということになると思います。
高橋高校教育課長	はい。
今田委員長	だから、そのことを少し謙虚に反省して頑張ってもらおうという指導を是非お願いしたいなと思っています。
高橋高校教育課長	はい。
今田委員長	よろしいですか。
西川委員	この評価はとても大事なことだと考えます。評価の先生方が何名かいらっしゃって、今、委員長から戸塚高校の話も出ましたが、担当してくださる先生がお二人というようなこともありまして、人数のバランスもどうかなということ、それから全員で人数を絞って同じ視点で回られた方が、私は全体が見えるのではないかという気がします。その辺りも検討していただければなと思います。桜丘、それから横浜商業高校、それぞれの特徴があって、戸塚高校も特徴があると思うのですが、どちらも正しい評価だと思いますが、その辺りのところは同じ視点で見た方が、見やすいのかな、同じ評価ができるのではないかなと思います。それから、人数のバランスも4名だったり、3名だったり、2名だったりとありますが、ちょっとその辺りもどうかなという気がいたしますので、今後なさるとしたら、その要素を考慮していただけるとありがたいかなと思いました。
高橋指導部担当部長	その点につきましては今年の大変な反省点でございまして、日程がうまく合わなかったという原因でアンバランスが生じて、しかも実例を申しますと、戸塚高校に行っていたいただいたお二人は高校教育のかなりの専門家でございまして、見方も非常に厳しい観点から見ていただいたかなというところがあります。来年度以降はバランスをとりながら考えてみたいなと思っております。
今田委員長	どうぞ。
坂本委員	今お話がありましたように、大変専門家の方が熱心に見ていただいてご意見はもう大変ありがたいことだと思うのですけれども、大事なことは当事者がこの意見を聞いて「まいりました」とか、「おっしゃるとおりです」とか、「自分たちが意識していることと同じです」と感じているのか、それとも「自分たちはそうは思っていない」とか、自分たちはこうやって自信を持ってやっていることを、外の方から見たら「そのように言われて心外です」と思っているのか。第三者の、特に外部の方の批判については私も仕事でいろいろと経験しました。そうい

う点からすると、事務局内部の人も、教育委員会も、校長先生をはじめとした学校の先生も、そして、評価を行った方も、みんなが「もっともだ」と思ったことから早く直す必要があると思います。意見が分かれているところは、どうして意見が分かれるかをもっとディスカッションをしないといけないと思います。意見が分かれたままで、また来年違う意見を言われても困っちゃいますので。こういうことは大変いいことだと思うんですけど、一つのきっかけですので、これを是非有効に使っていただきたいなど、言いつ放し読みっ放しで終わってほしくないなど、そういう感じが非常にします。ですから、先ほどお話が合った戸塚高校のB評価なんかも、非常に心配ですよ。本当にBなのか、それともやっている本人の意図をきちんと理解してもらってなくて、こういう評価がつくのか。本当にBだったら、教育委員会と学校で本気で対応策を検討しなくてはいけないわけですよ。そんな感じがしました。これ自身は大変いいことだと思って興味深く拝見いたしました。ありがとうございました。

高橋指導部担当部長

今後、生かしていく方策を考えていきたいと思っております。

今田委員長

そうですね。今おっしゃったとおりで、学校としてもそう感じているのかどうか。どうぞ。

間野委員

昨年よりも第三者評価の方法を改善して、よりよくなったと思います。今お話のあった評価基準のA・B・Cなんですが、この満足度を聞くというのは何か違うのではないかと思います。評価者が満足しているかどうかということではなくて、その事業が達成できているかどうかという観点にしないと。評価する側が生徒や保護者であれば満足度でいいんですけども、第三者ですので、第三者が満足するかどうかという観点はちょっと違うのではないかと思います。以上です。

高橋高校教育課長

その辺りの評価基準につきましても、来年度に向けて課題と捉えて、また検討して改善に向けてまいりたいと思います。

奥山委員

最後に一言だけ、すみません。めくったところに1つ図がありますけれど、この第三者評価が終わった後、これを教育活動や学校運営に生かして改善をするということをされているわけですよ。それを11月、12月でまた評価をして、最終的には3月に改善策の策定ということですので、このプロセスにしっかり寄り添っていただいて、3月にきちんとディスカッションをして決めていくという、ここが大事なんだというふうに思っております。是非3月まで、きちんと見ていただければと思います。

今田委員長

一つ一つずつですけれども、改善の余地が見られるし、また頑張ってください。よろしくお願いします。どうもご苦労様でした。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第32号議案、教育委員会事務局職員の人事については人事案件のため、それから教委第33号議案、訴訟等に関する教育長臨時代理については訴訟案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長	<p>それでは、教委第 32 号議案、教委第 33 号議案は、非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。</p>
伊東総務課長	<p>10 月 7 日、革新懇横浜連絡会、鶴見区革新懇（平和・民主・暮らしやすい日本をめざす鶴見区の会）から、横浜市立中学校夜間学級に関する陳情書が提出されました。この陳情書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条の規程に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。</p> <p>また、9 月 27 日に審査いたしました受理番号 9 の要望書につきましては、教育長専決で 10 月 10 日に回答いたしましたことをご報告いたします。</p>
今田委員長	<p>それでは審議に入ります。教委第 30 号議案「児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いします。</p>
伊藤教職員人事部長	<p>教職員人事部の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、教委第 30 号議案についてご説明申し上げます。1 ページをお開きいただいで、提案理由をご覧いただければと思います。読み上げさせていただきます。教育公務員特例法に規定する指導が不適切な教員の認定等に当たって意見を聴かなければならない者に関する事項について明確に定める等のため、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の一部を改正する、というものでございます。詳細につきましては、教職員人事課長からご説明申し上げます。</p>
小田教職人事課長	<p>教職員人事課長の小田でございます。それでは、補足の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、指導が不適切な教員の認定でございますけれども、指導が不適切な教員に関しましては、教育公務員特例法の第 25 条に「指導が不適切であると認定した教員等に対して必要な研修を教育委員会が行わなければならない」と定められてございます。また、その教員を認定する場合には、「教育学、医学、心理学、その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者の意見を聴かなければならない」と定められてございます。そのような趣旨を明確にするために、規則を改正させていただきたいということでございます。本市職員以外の 3 名について、専門的知識等を有するアドバイザーとして位置付けまして、この中で教育委員会が審査会の場で意見聴取を行うというふうに考えてございます。</p> <p>改正の概要につきましては新旧対照表を見ていただければ一番よろしいかと思ひます。1 つ目といたしまして、「教育委員会は、あらかじめ教育学、医学、心理学、その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び横浜市内に居住する保護者の意見を聴かなければならない」ことを、その規則の中に明記させていただきました。これが第 4 条の 3 項の改正でございます。2 つ目といたしまして、「専門的知識を有する者等の意見の聴取は、審査会の会議において行うものとする」ということを明記させていただきました。これが第 7 条 4 項の改正でございます。もう 1 つ、「専門的知識を有する者等の人数は、5 人以内とする」とともに、専門的知識を有する者に守秘義務を課すことを明記いたしました。それが第 8 条の改正でございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>

坂本委員	今の説明は、どこを見たらいいのでしょうか。
小田教職員人事課長	新旧対照表をつけさせていただきましたので、5ページをご覧になってください。その表の右側で、今回改正をするところにアンダーラインを引かせていただきました。
坂本委員	もう一度言っていただけますか。ちょっと理解できなかったのです。
小田教職員人事課長	はい、分かりました。それでは、主な改正点でございますが、6ページの第4条3項のところをご覧ください。その中で「教育学、医学、心理学、その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び横浜市内に居住する保護者の意見を聴かなければならないこと」を明記いたしました。 2番目の改正の概要といたしましては、これは第7条4項をご覧ください。7ページです。専門的知識を有する者の意見聴取は、審査会の中で行うものというので、これを明記させていただきました。 以上です。
今田委員長	これみんな色を変えて印刷して、皆さんの原本は赤になっているのかも分からないけれど、我々の見るのは少し薄くなってしまっていますね。
小田教職員人事課長	申し訳ありません。気をきかしたつもりでカラーを印刷したつもりですけども。
今田委員長	そうそう、そうだろうと思ったんです。きっと気をきかしてくれたんだろうと思うけれども、我々はこれ白黒だからちょっと見えにくくなってしまっています。
小田教職員人事課長	すみません。同じページの第8条のところでございますが、専門的知識を有する者等の人数は5名以内とするとともに、専門的知識を有する方たちに対して守秘義務を課すことを明記させていただきました。 以上が、改正点でございます。よろしくご審議お願いいたします。
坂本委員	よろしいですか。冒頭に、もしかしたらご説明があったのかもしれないのですが、条文が改正される場合は、どうしてこういう条文を改正しなければならなくなったのかという理由が必要だと思います。例えば、現にこういう事件が起きて、不適切な認定が起こったからとか、その他いろいろ理由があると思います。そこが分からないで改定の条文だけ聞いても、見るとどこがよくなったのか、ややこしくなったのか、大げさになったのか、シンプルになったのか、その辺りはどうでしょうか。
小田教職員人事課長	今まで要綱の中にも出ております審査会の中で、教育学、医学、心理学に関する方も一緒に入って議論をしていただいていたのですけれども、この教育学、医学、心理学に関する方の意見をきちんと聴かなければいけないということを法律の規定に基づきまして、規則に明記をさせていただいたというものでございます。今までも、一緒に議論はしてきたのですけれども、法律の規定は専門的知識を持つ方々の意見を聴くということになってございますので、規則をきちんとそれに合うような形で改正をさせていただくというものでございます。特に、何か

今までの審査会の中で齟齬があったとか、不適切な部分があったとかいうことではございません。そういう意味では、法律の条文に合わせて、私どもの規定を直ささせていただいたということでございます。

坂本委員

他の部分はどういった理由ですか。

小田教職員人事課長

今回の改正は全てそういうことでございます。

坂本委員

言われるとよく分かるんですけどね。でも、審査会に呼んだ以上は、誰の意見も聴かなきゃいけないですよ。もしそういうことなら、例えばそういう人の人数を増やすとか、そういうルールか組織か、何かを変えて言うなら分かるんですけど、訓示規定みたいにそういう人の意見を聴かなくてはいけないと言っても、他の人の意見も聴かなくてはいけないわけですよ。何かこの直し方がどうしてこういう直し方になるのかなというのがよく分かんないんですけどね。それと後のほうに専門的知識を有する者というのは、人数は5人以内とすると書いてあるんですが、5人以上とするとと言われると、その人たちのウエイトが増えるような気がするんですけど、5人以内とするっていうのは、1人でも2人でもいいわけですよ。そうすると、そういう人たちの意見を本気で聴くことと、人数を制限することが逆になってしまいそうな気がします。全体のシステムが分からないからかもしれません。

小田教職員人事課長

今、現実に3名の方でやっています。その方の範囲を5名まで増やしたということは、仮に何かの事情で意見が聴けないような、例えば欠席などがあるといけませんので、5名までということにさせていただきました。決して今いる3名を1名でいいとかそういうことではなくて、5名までは入れられるというような趣旨でございます。決して1名でいいとかそういうことではなくて、少なくとも法律に記載されております医師、弁護士、保護者の代表の方3名は、必ず入れるというふうに考えてございます。

坂本委員

普通の新旧対照表が出ると、前のところに3名と書いてあって、次のところに5名と書いてあれば分かるんですけど、前の規定にはそういうのがないんですね。

小田教職員人事課長

これまでの規則には専門的知識を有する、いわゆるアドバイスを受ける方の規定がございませんでしたので、人数は記載してございませんでした。それを今回、きちんと専門的意見を聴くという形で位置づけましたので、その方については5名以内という規定を設けさせていただいたということでございます。

坂本委員

そうしたら、少なくとも何名以上何名以内とか書かないと、5名以内っていうことは5名以内ですよ。1人だっていいということになってしまいます。私が全体を、今までの事態を知らないからかもしれませんが、何か趣旨が、これを読んだだけで分からないんですけど。すみません。

伊藤教職員人事部長

よろしいですか。

今田委員長

どうぞ。

伊藤教職員人事部長

人数について少し補足させていただいて、従来の審査会は委員10人で構成しますというものでした。その委員の中には事務職職員もいれば、今、説明のあった専門の方も入っています。要するに全員が一緒になってしまっていた感じでした。法律上は、先ほどもご説明しましたとおり、そういう専門家からはしっかり意見を聴きなさいというのが本来の趣旨でございます。そういう意味で見ますと、私どもの規則はそこが少し曖昧な感じになっておりましたので今回そういう専門的な方からしっかりと意見を聴きなさいということを明確にし、法律の趣旨に則って改正をするということ、それがまず第1点目でございます。また、人数については、特に法律上、何人とか規定はございません。法律で書いてあるのは、先ほどありました専門家、保護者とか法律家とかドクターとか、そういう形の明記がございますので、現在3人お願いをしておりますけども、その方々、ドクターの部分でも精神科もあれば内科もあります。いろいろな分野がございますので、そのバリエーションをとるために5名という形でさせていただいております。5人に行っている根拠というのは、特にはどこにも書いてはいないのですが、一応私どもとしては、5人という形で決めさせていただければと思います。

小田教職員人事課長

第4条の3項のところをご覧いただきたいのですが、「あらかじめ教育学、医学、心理学」と書かれてございます。私どもの思いとしては、少なくともそれぞれの専門家ということで今、3名を選出させていただいておりますけど、そこはもと外せないもので、3名以下になることはないと考えてございます。

今田委員長

今回これを改正するにあたって基本となる法律があるわけでしょう。その法律改正があったのかどうかということのももちろん、今のタイミングでやるということの意味があるんだろうかということもあります。まずこの指導が不適切な教員の認定ということが、ある意味でレッテルを張るようなことになるから、やはり丁寧にやらないといけないというのが法律の趣旨だろうと。その法律の改正があったのかどうか踏まえて、いやそうではないんですけども、既存の我々の規則の中の表現の仕方が、必ずしも十分ではなかったということで、いろいろな事例の中で反省に立って今回やっていこうということなのかどうか。今この改正が出てくることの説明を聞いている人に少し分かりやすく、この時期にやることの意味を言っていたらほうが、理解がしやすいかなと思います。実際に法改正か何かがあったのですか。

小田教職員人事課長

それはございません。

今田委員長

今回この時期やる理由は、そのいろいろな事例の中でやっていく中で、改める必要があるということに、何か遭遇したのかどうか。その辺りを含めて、今回ここでやることの意味はどうでしょうか。

伊藤教職員人事課長

法律改正があったわけではございません。委員長もおっしゃっているように、この審査会の結果として、場合によってはその先生が1年間研修をやっても効果がなければ、職を離れるということまで規定されてございますので、そういう意味でいいますと、その判断をしっかりした専門家の見識に基づいた意見を聴かな

ければいけないというのが法律の趣旨でございます。ただ、先ほどもお話ししましたように、私どもの規則が、そこが曖昧なものになっておりましたので、そういう意味で一人の先生の将来を左右する重要な審査会でございますので、専門家の意見はしっかり聴きましょうというのをあえて明文化をさせていただいたと、そのための今回改正の提案という内容でございます。

間野委員

最近の傾向で結構なんですけど、指導が不適切だと認定された教員の数、またはこの改正によってそれがさらに増えて、それが抑止力につながるとか、何かそういったものはあるんでしょうか。

伊藤教職員人事部長

16年度から実施しているんですけども、その間、67名の先生がこの研修を履行しております。そのうち学校に復帰したものが30名で、その他は退職という形になってございます。今年度こういう形で規則を改正したことによって、こういう方がたくさん出るかということについては想定はしておりません。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

今のご説明に対して、もうこれは意見ではなくてお願いなんですけど、前のときも視聴覚教材機材の貸出規則を厳しくする案件が出たんですね。今まではそんな規制がなかったのに、返す時期がどうだとかって、もう見るとものすごい厳しくなっていて、何でこの時期にこんな規制を強化するんですかって伺いましたら、今までの規制が不十分でしたということでした。その反省に基づいて、今回厳しくしましたということなんです。けども、今までの規制でずっとやってきて、何か具合が悪くなければもうそれでいいはずなんです。きちんとやっていたら、ですから、今回も現在の規則でやっていて、今までの人がそれをルーズにして、それで職員が軽んじてしまって、その結果としてちゃんとできなかったとか、何かそういうことがあれば、第三者は納得すると思います。けど、そういうことがないと、今までやってきたのをある人が来て、よく読んだらちょっと雑だねと、変えようよという程度のこともいいものなのか。やっぱりそういうところは、一つの規則や何かを変えるっていうのはいろいろな影響がありますからいろいろな人を納得させないといけないと思うんです。ですから、この規則は何の害があるのか、それで何が悪かったんですかね。それとも、法律のことを書いてないというのは、役人にとってすごい恥ずかしい、規則上の欠陥だったので、気がついて急いで入れたのでしょうか。それはそれでいいですよ、そういうことでももちろんありますから。だから、そういう何か直すときに、直すっていうことで第三者を納得させないと、おかしいからってどんどん直されたんじゃ困っちゃうんです。実際に何か弊害がありましたか。

伊藤教職員人事部長

特に弊害は生じておりません。ただ、先ほどもご説明申し上げましたとおり、これによって、場合によっては先生の職を離れなきゃいけないっていうそれだけ重要なものであって、そういった意味で、身分保障ではないですけども、文書的にもそれを明確化したいということでございます。現在もきちんとした法律に則った厳選な手続もしており、ルーズにやってるっていうことではないんですけども。

坂本委員

これ以上申し上げませんが、ものを変えるときには当事者がお分かりになっても、第三者が納得できないことが多いので、その背景とか実害とか、もっと具

体的なねらいとか説明していただくと、こういう無駄な議論をしなくて済むかもしれないですね。すみませんでした。

西川委員　　すみません、一つだけちょっと確認させていただきたいのですが、7ページのところに、先ほど教育委員会が意見を聴くのは5人以内というところがあるのですが、その手前の6ページのところでしょうか、第4条の3のところで、教育学、医学云々とありますよね。その続きの「及び横浜市内に居住する保護者（以下「専門的知識を有する者等」という。）」というものは、どういう方を指すんですか、PTAの方ですか。

小田教職員人事課長　　今はPTAの代表の方に入っています。

西川委員　　専門的な知識を有する者になるということですか。

小田教職員人事課長　　横浜市内に居住する保護者の意見を聴かなければならないというふうになっておりますので、それを記載しています。

西川委員　　そういうものがあるわけですね、分かりました。

今田委員長　　よろしいですか。最後に一言だけ。やっぱり今日これを見ていて、たまたまかも分かんないですが、印刷物の色のことを含めて、少し分かりにくいと思います。なぜ今回これをやろうとしているのか。先生方はみんな前向きな話で、より丁寧にやろうとされていることだから、それはいいことに違いないと思うんですが、なぜ今回、この時期にこれをやるかという中で、いろいろな見直しを含めてやっていく中で、やはりこのあたりが少し不備があるというふうに法律の趣旨から思ったと、だから、今回これをやっていくんだと、それをしっかりとまた適切に運用していくんだというふうな説明をしていただくと、皆さん、最初から理解がしやすかったのではないかと思います。それで、67名のうち30名というような話にもまたプラスの作用としていくと思いますけど、是非そういう意味での説明ぶりをよく心していただきたいなというふうに思います。中身の部分については何か他にご意見がありますか、よろしいですか。

坂本委員　　何で3名以上ってしないんですかね。今、3名が最低なのに、5名以下っていうと、今の人は3名が最低だと分かりますよ。だけど、例えば10年も先の人が見たら、5名以下だのと、5名以内ならいいなという解釈も出てきますよね。規則ってそういうもんですから。だから、何か細かいことで、もうこれ以上言いませんけども、何となくそんな感じがしました。

伊藤教職員人事部長　　どういたしましょう。もしあれでしたら今、3人以上5人以内と書かせていただいて、今現在3人いらっしゃいますので。

坂本委員　　それで少ないと思っているわけ、少ないというかそれは最低だと思っているわけですか。

伊藤教職員人事部長　　ですから、3人以上5人以内という文言にいたしましょうか。

坂本委員	そのほうがはっきりします。
今田委員長	分かりやすくてもいいかも分からないですね。そうしましょうかね。それではそういう修正をした上で、これを了とするということによろしいですか。
各委員	<了 承>
今田委員長	そのようによろしくどうぞ。ご苦労様でした。それでは次に、教委 31 号議案「横浜市立中学校夜間学級について」、所管課から説明をお願いいたします。
入内嶋指導部長	指導部長、入内嶋でございます。教委第 31 号議案「横浜市立中学校夜間学級について」、よろしくお願ひいたします。1 枚おめくりください。裏面に、提案理由がございます。夜間学級における生徒の学習環境をより充実させるため、現在の 5 校を 1 校に再編統合したいので、提案させていただくものでございます。詳細について、指導企画課長からご説明させていただきます。
上條指導企画課長	<p>ご説明させていただきます。次の 3 ページを見ていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。</p> <p>3 ページの 1、夜間学級の設置目的ですけれども、中学校の課程を修了しなかった学齢超過者に対し、夜間に中学校教育を行い、中学校卒業の資格を与えることを目的として設置しております。</p> <p>2、横浜市における夜間学級の変遷です。昭和 22 年度、浦島丘中の分校、子安浜に夜間補充授業校として、夜間学級が開始されております。昭和 25 年度に、市内 10 校に中学校第二部の学級設置という形で設置されております。昭和 50 年度、生徒減少に伴い 5 校に縮小をされております。平成 12 年度、14 年度と閉級、開級がありまして現在、平成 25 年度、夜間学級設置校 5 校が設置されております。※印のところになりますが、浦島丘中と西中に関しては、生徒数ゼロということで、現在は閉級状態でございます。</p> <p>3 番のところをお願ひします。現状の主な課題ですけれども、（1）夜間学級の生徒は全市で現在 15 人おります。5 校に分散されているということで、1 校当たりの生徒数が少ない状況でございます。次のような課題が生じているということで、一つ目、専任の教諭がおらず、昼間の教諭が夜間学級の仕事を兼務しているため、生徒の現状に応じた指導内容、方法等の改善が図りづらいということがございます。また二つ目として、1 校、1 学級当たりの人数が少ないことで、生徒同士の交流機会が限られているほか、学級活動や行事が活発化していない現状がございます。（2）として、義務教育の学習機会を提供するという夜間学級の目的は現在も変わっておりません。外国籍の生徒が多いため、学習言語となる日本語の理解が十分でなく、学習に対する習熟度にも格差が生じやすいという現状がございます。ここには記載はしてございませんけれども、今現在、15 名中 10 名の外国籍の生徒が在籍しております。</p> <p>4 番に移りたいと思います。夜間学級課題検討プロジェクト、昨年度、このプロジェクトを開かせていただいて、検討結果として次のようなことが出ております。生徒の学習環境をより充実させるため、現在の 5 校を 1 校に再編統合し、新たな横浜型夜間学級を構築することが望ましいというご意見をいただいております。検討結果です。大きく分けて 4 つございます。（1）学習指導・保健指導等の充実。学習指導の充実を図るために、専任教諭及び教科担当の非常勤講師を配</p>

置するということが一点です。4 ページ、裏面に進みたいと思います。(2) 集団での学習活動の推進。生徒同士の交流の機会を増やすために、統合で生徒数を増やし、コミュニケーション能力の育成を図る。(3) 日本語教室等との連携。外国籍生徒等への日本語指導を充実させるために、専門講師との連携を図る。

(4) その他、設置校として望ましい条件等ということで、学習空間が確保される。二つ目が、通学がしやすい。以上のようなプロジェクトの中で、検討結果のほうが出されております。

5 番、今後の方針です。夜間学級について、5 校を1 校に統合することで、一定数以上の生徒数を確保し、人員体制の充実を図る。また、集団での学習活動を推進し、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、現在の夜間学級の実態に即して、日本語教室の講師等を有効活用する方向で調整を行い、外国籍の生徒等の学習言語の理解を深め、よりきめ細かな学習支援が可能となるような体制を構築する。候補校としては、蒔田中学校とするということで考えております。補足になりますけれども、今、日本語教室という言葉が出てきましたけれども、蒔田中学校に隣接する、横浜商業高校のところに、この4 月から日本語教室が開設されております。そこの連携、その講師との連携も考えていきたいなと思っております。

6 番、スケジュールですけれども、平成 26 年 4 月 1 日から再編、統合というふうに考えております。

以上、説明と提案の内容でございます。よろしく申し上げます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたら、どうぞ。

間野委員

3 ページ、4 番に夜間学級課題検討プロジェクトと書かれてますが、これは何人で構成して、いつ立ち上げて、どんな方々が、何回ぐらい検討したんでしょうか。

上條指導企画
課長

まず、プロジェクトのメンバーですけれども、5 校の設置校の校長先生たち、5 人の方にも入っていただいております。あと、事務局として教育政策推進室、それから教職員人事課、教職員厚生課、健康教育課、あとは事務所として東部学校教育事務所にも入っていただいております。それから学事支援課、学校計画課、教育施設課、高校教育課、総務課、そして我々指導企画課ということで、事務局の中では大半の課が関わっております。全部で 17 名のメンバーで構成しております。関わった者としては、課長、係長ないし実務担当が参加しております。それから、昨年度開催された回数ですが、全部で 11 回開催されております。6 月 22 日からスタートして、3 月の頭までということで開催されております。

間野委員

よろしいでしょうか。十分に審議は尽くしたという検討、いろいろな方面から相当検討を深めたというふうに理解していいんでしょうか。

上條指導企画
課長

はい。担当課としてはそういうふうに考えております。

間野委員

分かりました。

奥山委員

今現在 15 人ということなんですけれども、中学校ということですので 1 年生、2 年生、3 年生っていらっしゃると思うんですが、今現状の学年ごとの人数です

とか見通しというものはどうなんでしょうか。

上條指導企画
課長

現在5校中3校に生徒が在籍しているということで、浦島丘中学校と西中学校は在籍生徒がゼロということでございます。残りの3校に関しては、鶴見中学校が5名で、うち3年生が4名、2年生が1名です。仲尾台中学校が2名で、3年生が1名、2年生が1名、蒔田中学校8名おまして、3年生が6名、2年生が2名という状況でございます。

奥山委員

そうしますと、1年生が今いないという状況なんですよ。

上條指導企画
課長

はい。

奥山委員

それと3年生が卒業してからの2年生の数ということになりますよね。一つには、ちょっとこの人数がやっぱり少ないというか、それは広報活動というところも含めて、こういった事業をどんなふうにこれまで広報されてこられたのか、また今後どうしていくのかということも合わせて教えていただけますでしょうか。

入内嶋指導部
長

それでは、私のほうからご説明させていただきます。昨年度24年10月に、設置校に入級要件等の看板を設置しております。横浜市のホームページでもご紹介しているところでございますが、さらに今後は今、ご指摘のように人数が少ない状況の中で、充実したものにしていきたいということで、広報よこはまやチラシ、また区役所の方に置いていただいたり、さまざまな工夫をしながら広報をしていきたいと考えております。

奥山委員

やはりこの趣旨からいって、非常にこれも一つの大事な学校だというふうに思うんですけども、そういった意味で、一番大きいのはやはり学習指導すとかそういったところの充実というところで、今までは専任の先生がいらっしゃるわけですね。今回それがきちんと専任を入れられるとか、教科担当の講師を入れるという意味では、改善をしていくという意欲なのですよね。また、今、人数が少ないですけども、広報をしていって今後増えてきた場合です。その後のことは、どんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

入内嶋指導部
長

まず、今後のことでございますけれど、専任を是非配置していきたいということと、来年度開級、新しく統合再編されるわけですから、人事面でも今、早目早目に動いていきたいと思っております。それから、5校を1校に統合することから、学習環境の充実という点から、非常勤講師の配置等も考えております。先ほど課長からご説明申し上げました日本語教室の講師との連携も強化していきたいと考えているところでございます。蒔田中学校の学習環境の確保というのが一番でございます。教室がなくては学級設置できません。今、蒔田中が一番多く在籍しているところでございますけれども、蒔田中の今後の生徒数の推計を見ている中で、夜間学級の生徒が30名ぐらいに増えても、教室についてはその学習環境を整備していけるという見通しがございますので、今後、先ほどの広報もさることながら、学習環境のさらなる充実に向けて工夫していきたいと考えております。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

今、各委員から出たご意見は、とても重要なことだと思うんです。私のこれから申し上げることは、一部重複して恐縮ですが、こういう措置をとったことは、さっきご説明があったように一種の集約のメリットによって、専任講師も置けるし日本語教育も充実できるし、常勤講師もいざというときは雇えるし、これはもう集約のメリットとしては大変あって、その結果、授業を受ける人の充実もされるという、こういうことは本当に大切なことだと思うんです。ただ、こういう提案をされるときに、提案理由というところに書いてあることが、あんまり私にしてはそっけなくて、これ官庁の文章ですからこれ以上書いちゃいけない規則があるのかもしれませんが、こういうことで提案するけど、ここに至るにはいろいろな懸念も他にあるということ、そういう懸念に対して、我々はどういうふうに配慮して、その懸念を最小限に払拭して、こういう決断をしたということ、私としては追記でも付記でもいいですけど、書いてあるとすごく安心すると思いますよ。何かいいことがあるからそれでいきますよっていうのでは足りないと思います。特に、びっくりしたのは、4ページ目の(4)のその他、設置校として望ましい条件等っていうところですが、これ蒔田中学校がいいという条件なんですけども、その中に通学がしやすいとあるんですね。このことは、見るとどきっとするんですよ。だって、通学しにくくなる人が大部分ですから。ただ、蒔田中学校の条件としては、他よりははるかに通学がしやすいんです。だから、そういうところはきちっと誤解のないようにしなければなりません。ですから、例えばさっき私が申し上げたように、提案理由があって、ただしこういうことをするにはいろいろな懸念もあって、それをいろいろ議論をしたと。それでなぜこんなに生徒が減ったか、ここについては必要がなくなって減ったということならいいんですけども、例えば行政上、もしかしたら広報が足りなかったんじゃないかと、今まで学校でしかやってなかったことをもう少し広く知らしめれば、来る人にチャンスも与えられたんじゃないかということがあるので、今後はこの1校にするけど、充実させて、なるべく多くの人に来てもらえるようにするとか。それから、蒔田校はそれは通学に便利かもしれませんが、それでもこれでどれぐらいの人が遠くなるのかと。それについては、時間的には我慢できる範囲内、例えば東京と違って1時間とか2時間とかではないはずですから、例えば30分ぐらいであると。そういったものを総合的に勘案して、授業の充実、プライオリティーが高いんじゃないかということを示す。それから、学割についてはどういう手当がちゃんとなされるんで、費用については心配ないとか。他にもありましたかしら。要するに、この最初の提案理由を言うときに、それによってぱっといろいろな人がマイナスとか不安を感じる。それをまず払拭して、それで本来の政策を言えば、もっと安心して読めるんですね。ですから、そういう提案の仕方をしていただくとうれしいなと思います。何か質問をされてはぼろぼろ、その点はどういうことをやるから大丈夫ですとか、そういうのではやっぱり迫力ないですよ。だから、この政策については、全部総合的に考えて、一番プライオリティーがあって、トータルで見て一番学生にとっていいことを選びましたと。他のことについては補助的な手当をしますと。そういうふうに考えると、通学がしやすいなんていうことは、ここに出さないほうがいいですよ。以上です。

今田委員長

どうぞ。

入内嶋指導部長

今日のご提案もそうですし、今後も今、先生からいただいたことを肝に銘じて、提案などをさせていただきたいと思います。本日の提案に関しまして今、通

学がしやすいということは、当たり前と言えれば当たり前かもしれませんが、市営地下鉄の蒔田、京急とか、それからバスの交通手段とか、やはり通われる方々のことも考えなくてはいけないと思っています。やはり市民の方から1校に統合してしまうと不便になる、働きながら学級に来られる生徒さんもいるわけですから、そういうことのご意見も頂戴しておりましたので、当然考慮してはいけないということと考えております。それから、現在通われている生徒さんの住所地、3年生は卒業されるわけでございますけれど、2年生の住所地も考えたときに、蒔田でも大丈夫だろうとも考えております。先ほど課長からご説明申し上げましたように、本市の夜間学級の現状が、時代の流れの中で今、外国籍の方が多いということもございますので、やはりプロジェクトの中で出ました横浜型夜間学級を推進していくわけですが、一方で共生ということも大事にしてきておりますので、日本語教室というものが大変重要になってくるのだと思っております。やはり言語が壁になって学習そのものが理解できない方々がいらっしゃる現状がございますので、そういう点も含めまして、日本語教室がすぐ隣にあるということで、いい意味でのケア、サポートができるだろうということも考えました。それから、学割の件につきましては、市立中学校の夜間学級なので、学割も当然きくということで確認をとっているところでございます。以上でございます。ありがとうございます。

今田委員長

どうぞ。

西川委員

いろいろありがとうございます。お話のとおりなんですけど、この文章だけではなくて、今、伺うと通学しやすいという意味が分かるんですが、今現在通っている学校よりも遠くなるという方もいらっしゃると思うんです。文章については、齟齬がないようになさったほうがいいのかなというふうに思います。それから、先ほど出ておりましたが、来年度につきましては4名になってしまうわけですね。けれども、広報をしたときに、もしかしたら増えるかもしれない。そのときの手当をどうするんだということについて考えますとか、余裕を持って当たりますみたいなことをちょっと文章化しておいていただくと、安心するかなという気がするんですね。もちろん未確定な部分があるんですけども。

入内嶋指導部長

ご指摘のとおりでございます。ご卒業されると人数が減ることが想定されます。毎年、9月とか10月、秋に入級をされる方もいらっしゃるのので、本年度、これから入ってこられる方もいらっしゃる可能性もございます。継続して夜間学級で勉強される方、これから入られる方、全部含めまして、先ほど申しましたように、従来、横浜の場合は30名が一番多かったわけでございます。そう考えますと、蒔田中学校は教室も、確保ができるということも想定しておりますので、人数が少ないからというよりも、充実という側面とともに広報をしっかりしていくことを努力していきたいと思っております。

今田委員長

どうぞ。

間野委員

4ページ、スケジュールについてなんですけど、平成26年4月1日に再編統合しなければならない理由と、今日の教育委員会で決めなければいけない理由というのは何でしょうか。

入内嶋指導部長

前段で申し上げましたように、今まで学校長の意見も聞きながら、プロジェクトも立ち上げながら、様々な課題が明らかになり、プロジェクトの中で方向性のご意見を頂戴いたしました。そういうことから、今おられる方も、これから希望される方も含めて、早く学習環境の整備の充実を図っていききたいというのが一点でございます。それから、この9月の常任委員会でもご報告させていただいて、今日の教育委員会でご議論、ご審議いただいている経緯としては、来年度予算をつくっていかなくてはいけない、先ほどの専任教員の配置等に関しましては、人事のことも考えなくてはいけないということもございまして、教師の手当等、予算面のことが非常に大きい訳です。また、蒔田中1校に統合するためには、蒔田中の方にもそれなりの整備が必要であり、学習環境の整備、教室の整備ということで、予算等の必要性が当然出てまいります。先ほど申しましたように、今、各課の係長、課長級でやりとりをしているところですが、整備もしっかりしていきたいということで、どうしてもこの時期にしませんと、来年度に間に合わないということがございます。そのような状況で、今日ご審議をいただいているということでございます。

坂本委員

ちょっとすみません。それは、つくるほうの側から見ると納得できるんですよ。だけど、受けるほうの側から、そんなに今切羽詰まったことになるんなら、どうしてももう少し前にやらなかったのかと。もうちょっと、今の議論をもう1か月前に、今日のような凝縮した議論をやっていたら、もう少しみんなが理解できたのではないのでしょうか。分かったところでと言いますが、何かを変えるということは、私たちだけじゃなくて、関係者もいるわけですから、そういうところへ伝播して行って、ああそういうことなら、まあいろいろあるけど、これが一番なんだと体の中でだんだん熟していくものだと思います。政策というのはそのようにするのが一番いいですよ。ですから、今の切羽詰まったことは、今の現段階で言われればそうでしょうけど、それだけ切羽詰まるんなら、もう1か月早く、1カ月半早くやるというのが行政の姿勢ではないかと思うんですけどね、受けるほうの立場から言うと。

入内嶋指導部長

今のご指摘は、そのとおりだなと思っております。早目早目にこういうことをご議論いただく場を設けるべく努力はしてまいりましたが、1校に統合していくという観点では、さまざまな調整が必要で、候補校もいろいろ議論する中で、良さ、難しさがございました。その辺りの調整に時間を要してしまって、早目早目にできなかったということに対しては、省みなくてはいけないと思っているところでございます。

今田委員長

よろしいですか。私のほうもちょっと。過日の市議会の常任委員会でも、広報の徹底の話がありましたね。今、いろいろ委員の皆さんから、それなりに少し厳しいけども正鵠（せいこく）を得たお話があって、一方で事務局も皆さん、11回にわたって検討をやられてきたということでした。全局で対応されてきたということで、そこでの皆さんの知恵を集めたんだろうと思うし、やっぱり惜しいかな、説明の仕方、なくなってしまうことによって、当事者の方たちの立場の思いの部分をもう少し考慮する、プロパガンダであったり、表現の問題であったり。その辺りのところは、今後やっぱり大いに反省をして、合わせて広報というのはいつ頃を考えているんですか。もう早目に広報をして、やっていかないといけないんでしょう。

上條指導企画
課長

広報に関しては、先ほど部長からもお話ありましたけれども、昨年度までやってきた状況の広報もございますし、それはそのまま継続してホームページ上にも、それからいろいろとご指摘いただいている部分で、日本語だけでなく、例えば読み仮名を振るとか、他の言語の部分でも周知はしていけるかなというふうには思っております。今後についてですが、11月の広報よこはまで、今回ここで議案として出させていただいた夜間学級について、掲載する予定がございます。紙面の関係があつてそのまま全部は載せられるかどうか分かりませんが、11月の広報よこはまでは、まず横浜に夜間学級がありますよと、そして窓口に関しては、教育委員会の指導企画課ですよということの周知をまず行いたいと思います。今回、今日ここでご決定いただける状況があるならば、それをもう一度、広報よこはまでは例えば1月とか2月とかの時点で、改めて発信をしていきたいと思っております。それから、18区の学校支援連携担当課長が今月ございますので、今日決定すればチラシを持って区のほうにお邪魔したいというふうに思っております。周知、広報については、そのように今考えております。以上でございます。

今田委員長

ここに今まで関係されてきたいろいろな意味でボランティアでやられてきた方もおられると聞いているし、そういう意味で、丁寧な説明はあつたし、引き続き心がけてやっていただくことが大事ななというふうに思います。それでは、議論も出尽くしたようですので、教委第31号議案については、今いろいろな意見があつたことを踏まえて対応していただくということをお願いしたいなと思っておりますけれども、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認いたします。以上で、公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。なければ、事務局から報告事項ございますか。

伊東総務課長

次回の教育委員会臨時会は10月25日金曜日、午前10時から開催する予定ですので、よろしく願いいたします。

今田委員長

皆さんよろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は10月25日、金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので、ご確認ください。次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

本日の審議案件は以上です。
これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時53分]